

農地機構だより

～人と農地をつなぐ～

臨時号

(公財)しまね農業振興公社
(農地バンク)

2024年1月 発行
松江市黒田町432番地1
0852-20-2871

地域計画が策定されると農地の貸し借りに関わる手続きが変わります！！

中間管理事業実施のイメージです!!

今号も「臨時号」です！！



市街化区域を除く市町村の区域

地域計画の区域内

(地域計画が公告された地域)
農地中間管理事業重点実施区域

県公社が地域計画(目標地図)に示された
「農業を担う者」に対して貸付等を行う

↓
地域計画の達成に資すること

地域計画の区域外

(地域計画が公告されていない地域)
「農業を担う者」に対して貸付等
を行う

中間管理事業実施

～イメージ～

- 出し手・受け手が中間管理事業を希望
- 規模拡大農業者、新規就農者が農地の借受け等を希望(集約化が望める)・・・など

農地の貸し借りを
どちらでやるか!!



農地法3条実施

～イメージ～

- 出し手・受け手が中間管理事業を望まない
- 面積基準に該当しない農地(集約化が望めない)
- 家庭菜園向けの農地・・・など

手続きの変更点

1. 県公社が契約上、間に入った貸し借り(農地中間管理事業^①)
(変更前＝現行) (変更後)

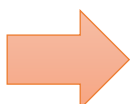
農業経営基盤強化促進法
・農用地利用集積計画



農地中間管理事業の推進に関する法律
・農用地利用集積等促進計画

2. 所有者、借受け者が直接契約する貸し借り(相対)
(変更前＝現行) (変更後)

農業経営基盤強化促進法
・農用地利用集積計画



農地法
・農業委員会の許可後貸借契約締結

① 一括方式(借入れと貸付けを同日付けで行うやり方)の場合

② 市町村が地域計画を策定する公告日前日まで(最長 令和7年3月31日まで)は、変更前のやり方で行えます。

農地中間管理事業と相対の実施の目安です!!



地域計画の区域内	市街化区域を除く市町村の区域	地域計画の区域外
【○農地中間管理事業】 ・農地の集約化が図れるもの ・農地整備関連事業を実施する場合 ・関連補助事業を活用する場合 ・研修事業を実施する場合		【○農地中間管理事業】 ・原則としておおむね50㌥以上の農用地 ・借受者の現経営面積と新たに借り受ける面積の合計が原則としておおむね50㌥以上の団地を形成
【○相対取引】 ・農地の集約化が将来にわたっても実現できない場合 ・所有者又は借受者が農地中間管理事業の実施に同意しない場合 ・貸借期間が原則として2年以下のもの		【○相対取引】 ・面積要件の詳細基準にも適合しない場合



現在、具体的な手続き等につきましては、関係機関と協議を行っているところです。
決まりましたら、情報提供を行いたいと思っておりますので、ご了解願います。



編集後記

「地域計画」は、地域においての話し合いにより、農業の将来像を描いていくものです。今後、県公社は、このエリアにおいて重点的に事業を実施していくこととなります。

今後も皆様方のお役に立てるよう頑張っていきたいと思っておりますので、変わりますようにお願いします。(K.N)

